

## 長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狩猟免許の取得等の促進を図り、もって地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手を確保し、農作物被害の防除に資することを目的として、狩猟免許の取得等に要する経費に関し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「狩猟免許」とは、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定する網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農作物被害の防除のために地域の有害鳥獣の捕獲活動に従事する意思のある者で、次の各号に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助を受けようとする年度に狩猟免許を取得していること。
- (2) 本市に拠点を置いて活動する猟友会に入会していること。
- (3) 本市に拠点を置いて活動する猟友会から、補助金を交付した翌年度から起算して3年以上の活動をする地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手として推薦を受けていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、狩猟免許の取得等に要する経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) 狩猟免許申請手数料
- (2) 医師の診断書発行手数料
- (3) 狩猟免許試験の講習会受講料、テキスト代及び例題集代
- (4) 本市に拠点を置いて活動する猟友会の入会金
- (5) 狩猟者登録手数料（狩猟免許を取得した年度の登録手数料のみ対象）

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の合計額とする。ただし、当該額に千円

未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は3万円を限度とする。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、狩猟免許を取得した年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象経費に係る領収書の写し

(2) 狩猟免状の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の交付申請を先着順に受け付けるものとし、申請額の合計が当該年度の予算の範囲を超えるときは、受付を停止するものとする。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付を適当と認めたときは、交付の決定及び補助金の額の確定をし、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金を交付した翌年度から起算して3年間は、長久手市狩猟免許取得支援事業活動実績報告書（様式第2-1号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と認めるときは、前項の交付の決定に条件を付することができるものとする。

(交付決定の除外要件)

第8条 第3条の規定にかかわらず、市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定をしないことができる。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながらその組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団の威力若しくは暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等(法人若しくは団体又は個人をいう。以下同じ。)を利用するなどしていると認められるとき。
- (3) 暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(交付申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の通知を受けた申請者は、当該通知に係る交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日から15日以内に交付申請を取り下げることができる。ただし、次条で定める請求書を市長に提出した以後は、交付申請を取り下げることができない。

- 2 交付申請の取下げがあったときは、当該交付申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

(補助金の交付)

第10条 第7条第1項の通知を受けた申請者が補助金の交付を受けようとするときは、速やかに長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書が提出されたときは、遅滞なく補助金を交付するものとする。

(帳簿等の整備及び保存)

第11条 申請者は、補助対象経費に係る帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備し、補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しておかなければならない。

(申請者の責務等)

第12条 申請者は、有害鳥獣の捕獲活動の実施に当たって、危険及び損害の防止に努めなければならない。

- 2 前項の捕獲活動の実施により損害が発生した場合において、市は、その責

めを負わないものとする。

(交付の決定の取消し又は補助金の返還)

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金返還命令通知書（様式第4号）により、返還させることができる。

- (1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。
- (2) 偽りその他の不正な行為により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 第8条各号のいずれかに該当したとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年12月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住所

氏名

生年月日 年 月 日

電話 — —

長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付申請書兼実績報告書

年度における長久手市狩猟免許取得支援事業について、補助金の交付を受けたいので、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額

金 円

2 添付書類（チェック欄：☑を入れて下さい）

補助対象経費に係る領収書の写し

（注）顔写真代、猟友会年会費、狩猟税、保険料等を除く。

狩猟免状の写し

3 事業の目的

狩猟免許（網猟、わな猟、第一種銃猟、第二種銃猟）の取得により、地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手として、農作物被害の減少に寄与することを目的とする。

4 経費負担区分

補助対象経費区分	経 費	補助見込額 (千円未満切捨)
狩猟免許申請手数料 (顔写真代を除く。)	円	/
医師の診断書発行手数料	円	
狩猟免許試験の講習会受 講料、テキスト代及び例題 集代	円	
本市に拠点を置いて活動 する猟友会の入会金 (年会費を除く。)	円	
狩猟者登録手数料 (狩猟免許を取得した年 度の登録手数料のみ対象) (狩猟税、保険料を除く。)	円	
合 計	円	

(注) 補助上限30,000円

5 本市に拠点を置いて活動する猟友会の推薦

有害鳥獣による農作物被害防除対策を実施するため、 猟友会の会員である を地域の有害鳥獣捕獲活動の担い手として3年以上従事することを見込み推薦します。

年 月 日

猟友会 会長

印

6 有害鳥獣捕獲活動に従事する意思の確認

私は、有害鳥獣による農作物被害防除対策のために、地域の有害鳥獣捕獲活動に3年以上従事することを誓います。

年 月 日

印

様式第2号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

長久手市長 印

長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度長久手市狩猟免許取得支援事業について、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり決定します。

記

- 1 補助金の額  
金 円
- 2 交付方法  
指定口座（申請者名義の個人口座）に振込み
- 3 交付条件  
特になし

様式第2-1号(第7条関係)

年 月 日

長久手市長 殿

住 所

氏 名

電 話

長久手市狩猟免許取得支援事業活動実績報告書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった長久手市狩猟免許取得支援事業について、下記のとおり活動しましたので報告します。

記

有害鳥獣捕獲の活動内容

実施日時	活動場所	活動内容の詳細
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		
月 日 : ~ :		

※補助金を交付した翌年度から起算して3年間は、毎年度末までに提出してください。



様式第3号（第10条関係）

年 月 日

長久手市長 殿

住所  
氏名 印  
電話 — —

長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった長久手市狩猟免許取得支援事業補助金について、長久手市狩猟免許取得支援事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求額

							円
--	--	--	--	--	--	--	---

2 補助金の振込先

金融機関名	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 支所						
口座	普通・当座						
フリガナ							
口座名義人							

(注) 口座は申請者名義の個人口座を記入

様式第4号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

長久手市長 印

長久手市狩猟免許取得支援事業補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった長久手市  
狩猟免許取得支援事業補助金について、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還命令額  
金 円
- 2 返還期限  
年 月 日
- 3 交付確定額  
金 円
- 4 返還命令理由